

政策による地域産業振興は可能か

——公共政策の手法としてのクラウドファンディングの検討

日本商工会議所 地域振興部 今井 隆太¹⁾

要旨

本稿の目的は、地域産業の振興に資する公共政策を検討・提案することにある。I章ではその意図を説明し、IIからIII章で補助金による事業支援を軸にした現行政策に関する批判を検討し、IV章ではもう一つの選択肢として「クラウドファンディング」という手法による市場的かつ市場補完的な資金配分の可能性を示し、地域産業の振興や地域課題の解決に資する仕組みを考察する。

結論としては、補助金による産業政策には経済合理性の点で再考の余地があり、クラウドファンディングには補助金交付の合理性を、市場の視点から補う役割が期待できる。現在でも活用例はあるものの、調達金額に匹敵する規模の予算が中間の委託業者に渡っている。行政や公的機関が行うべきはコンサルタント費への補助ではなく、周知によるクラウドファンディングの利用希望事業者の掘り起こしである。掲載や資金調達成功に向けた支援等は既存民間サイトの事業者による、手数料の範囲内での支援を活用し、行政や公的機関は周知や掘り起こしに注力した上で、必要に応じて不正の防止や資金調達後

の第三者からの評価を行うべきである。

より積極的には現行の補助金政策と組み合わせ、自己資金としての事後調達を条件づけることや、予めクラウドファンディングで資金調達に成功することを応募要件とするなど、補完的に用いることも検討すべきである。ただし、経済的な視点のみで全ての補助金をクラウドファンディングで代替する、あるいは補助金の審査を取りやめ、クラウドファンディングの達成可否のみを問うのは現実的ではない。

中小企業や各地域主体に対するクラウドファンディングの認知が広まり、事業化にむけた資金募集件数が増え、資金配分と、その後の事業化が活性化することで、地域産業の振興という公共政策の機能をもつ。あらたな地域産業振興政策の選択肢として、このような環境の整備を目指してゆくべきと考える。

キーワード： 地域産業振興／クラウドファンディング／
産業政策／中小企業政策／地方創生

Study on Crowdfunding as a way of public policy for the local industry revitalization.

The Japan Chamber of Commerce and Industry, Regional Development Division
Ryuta Imai

Abstract

The purpose of this paper is to examine and propose public policies for the local industry revitalization. Chapters I and II review criticisms on industrial policies, especially subsidy programs for SME or local business support, and Chapter III investigates the market-based and market-complementary "*Crowdfunding*" method as another option of industrial policies. Finally,

Chapter III and IV propose the new policy that contributes to the revitalization of local industries and the solution of one of the Japanese regional issues.

Keyword: Local industry revitalization,
Crowdfunding, Industrial policy,
SME policy, *Chihou Sousei*

I 本稿の目的

本稿では、従来の地域産業振興策の変遷とその限界をふまえ、新たな手法としてクラウドファンディングを公共政策的に用いる可能性を検討する。はじめに、II 章では従来の政府による産業政策ないし地域産業政策の変遷を概観する。次に、III 章ではその非市場性に対する批判をふまえ、市場の失敗を補う産業政策の条件や経済効率を損なわない政策の条件を確認する。その上で、IV 章では経済合理的で、かつ市場を補う役割を果たす資金供給の手法としてクラウドファンディングの意義を検討し、公共政策としての活用を提案する。

II 政府による産業政策の変遷と現状の新事業支援

まず、産業政策の範囲と変遷についてだが、近年の産業政策研究のレビューでは、「産業政策」は「産業間あるいは産業内の資源配分（産業構造の転換を含む）を行うために有用なあらゆる政策」とされている（大橋弘 2015: 3）。本稿でいう産業政策も大橋のいう公共政策を指すこととする。その公共政策については、政策科学における、「社会全体あるいはその特定部分の利害を反映した何らかの公共的問題について、社会が集団的に、あるいは社会の合法的な代表者がとる行動方針」（宮川 2002: 92）という定義を用いる。

以下では、戦後日本の産業政策をごく簡単に確認する。III 章でも触れるように、政府が戦略的に産業間の大規模な資源配分を行う産業政策には批判があり、戦後を通して変化してきた。戦後すぐには、よく知られる「傾斜生産方式」や輸入規制などの産業保護、国家主導の技術開発プロジェクトが行われてきたが、現在に至って批判も多い（瀧澤他 2016: 187-188）。

こうした産業政策の理念や手法はどのようなものだったか。まず、「復興期から高度成長期までの産業政策」は「戦略的産業政策」とされる政府主導の色彩が強い政策であり、石油危機以降の産業政策は市場に対する「補正的産業政策」が中心となり、直接的介入から「ビジョン」の提示という誘導的手法へと転換してきたとされる（植草編 1995: 311）。さらに、1990 年代以降の主要産業の構造に関する政策は、「市場の失敗に対する対応から制度改革を通じた市場の機能強化に明確に転換した」とされる（河村・武田 2014: 4）。他方、弱い立場の産業に対する調整政策についても、1987 年の通産省による答申以降には、特定の産業に対する保護的政策から、「民間の自助努力のみでは対応の遅れが生じる分野、例えば

雇用・地域活性化等に限定して政策的支援を行う必要がある」という認識に変わり、総じて産業政策の考え方は市場での競争への支援に軸足が移ってきた。こうした分野でのベンチャー企業や新事業に対する着眼から、1998 年の「新事業創出促進法」に至る新規事業支援策が講じられてきた（河村・武田 2014: 6-11）。

以下では、これらの文脈の下で現在も行われている、地域産業・中小企業の新事業創出への補助金による産業政策を中心に概要と批判を確認する。これらの産業政策の目標は、一義的には当該産業や企業の振興、すなわち事業の収益化を通じた総余剰（厚生）の増大にあると理解しておく²⁾。

1 中小企業政策の現状

上述のように、近年の産業政策では、中小企業・事業単位でのイノベーション政策がひとつの中心的な振興策であり、産業政策としての中小企業政策と、地域振興を目的とした政策との接点が大きくなっている（関連法一覧は清成 2009: 296-297 を参照）。そもそも、大都市圏を除けば企業の大半が中小企業であるため、両者が重なるのも当然である。

例えば、現行の中小企業振興政策の中心的なものは、2005 年に関連 3 法を整理統合した中小企業新事業活動促進法である。同法に定める中小企業技術革新制度（SBIR）は、中小企業庁によれば、中小企業者による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度であり、7 省庁の補助金等が、中小企業や個人に向けた「SBIR 特定補助金等」として指定されている（表 1）。この補助金を受けた企業には金融支援も用意されている。

特定補助金の中でも、地域資源を用いた調査研究や事業化を支援する補助金については地域産業振興策の中心でもある。地域政策に関する概説書でも、地域産業資源活用事業・農商工等連携事業、JAPAN ブランド育成支援事業が「地場産業の活性化」政策の中心として挙げられている（山崎他 2016: 171-173）。ただし、これらの補助金は 2019 年度には販路開拓支援政策に位置づけが変更となり、SBIR の特定補助金には認定されなかったようである。

2 地域産業振興政策の現状

一方の地域振興目的の産業政策としては、もともと国土計画などとの関連で、産業立地政策として、都心への工場等の立地制限や各地域への企業誘致を中心に政府の戦略として進められてきた（山崎他 2016: 145-152）。近年では産業空洞化を受けて各地域で「産業クラスター」の形成が目指され、地域資源を活用した自発的な地域の

表 1 平成 30 年度「中小企業技術革新制度」特定補助金等

2018 年度 SBIR 特定補助金等
1. 総務省関係 (12 本)
2. 文部科学省関係 (3 本)
3. 厚生労働省関係 (2 本)
4. 農林水産省関係 (13 本)
5. 経済産業省関係 (54 本：経産省本省および中企庁本庁所管のものを以下に記す) (経済産業省から交付する特定補助金等) 地域経済牽引事業支援事業に係る補助金 戦略的国際標準化加速事業に係る委託費 高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発・実証事業費に係る委託費 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発 (SERVIS プロジェクト) に係る委託費 伝統的工芸品産業支援補助金 微細藻類を活用したバイオ燃料生産のための実証事業費補助金 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策事業に係る補助金 ふるさと名物応援事業に係る補助金のうち、地域産業資源活用事業・農商工等連携事業及び JAPAN ブランド育成支援事業 戦略的基盤技術高度化支援事業に係る補助金 商業・サービス競争力強化連携支援事業に係る補助金
6. 国土交通省関係 (5 本)
7. 環境省関係 (2 本)

出典：中小企業庁 (2018b) から筆者作成。

発展を目指す方向性が中心となった (星 2016)。1997 年の地域産業集積活性化法、2007 年の企業立地促進法に続き、2017 年には地域未来投資促進法 (改正企業立地促進法) が成立し、おおむね自治体、企業、大学等の複数参画による地域産業集積の活性化に資する事業計画を政府が認定し、補助金を交付するスキームの政策が行われてきた。より大規模には経産省の産業クラスター計画、文科省の知的クラスター創成事業などが行われ、一部は成果が見られるという事例もあるものの、大規模な立地政策については事実上廃止された (星 2016; 山崎他 2016: 154-156)。

他方、本稿では議論に含めることができなかったが、「地域経済レベル」では「産業政策の政策手段として最も一般的に考えられるのは、都道府県および市町村の商工費である」ともされている (齊藤・樺 2003: 139)。

III 産業政策による資金配分の効率性に対する批判

以上のように、現在の産業政策は、産業構造に関する政策ではなく、政府が認定した個別の新事業等の計画に対する補助金を中心である。これらの補助金に対しても実践的、理論的に批判がある。

もともと戦後すぐの産業政策としては、先述した戦略的産業政策として、よく知られる「傾斜生産方式」や輸入規制などの産業保護、国家主導の技術開発プロジェクトが行われてきたが (瀧澤他 2016: 187-188)、その旧来的な産業政策には「(1) 市場が失敗するのと同様に政府

も失敗を犯す可能性があり、後者の社会的なコストも無視し得ないのではないか、(2) 振興すべき特定産業を政府が適切に選べるのか」という批判があり、「有効な反論がなかった」と評価されている (大橋弘 2015: 5)。

これらの大規模な産業間での資源調整に比して、現在の産業政策は個別の民間事業に対する補助を中心としているため、小規模かつ市場への介入も抑制的である³⁾。ただし、現在のようない民間事業に対する補助金政策に対しても政府による資金配分への批判は多く、地域振興分野では実務的にも自治体による補助金を基にした事業、非事業家である自治体が行う事業に対しては強い批判がある。

マクロ的には、公的資金の産業への分配増加の影響について、「バブル崩壊以降、地域経済は公的部門への依存を強めているが、その影響を多く受ける建設部門への支援が地域経済を支えている反面、公的部門の肥大は効率性を低めるという相反的 (トレード・オフ関係) な結論」であるとされる (齊藤・樺 2003: 139)。対象とする産業政策の定義が本稿よりも広く、やや古い研究であるが、公金の分配と効率性の関係は慎重に検討すべきという実証的な指摘として理解できる。

ミクロあるいは実践的には、事業家の木下齊が、補助金による特産品開発事業では、生産加工者や公務員を中心に「肝心の消費地の販売者や消費者がほとんど関わっていない」ことを始め、地域産業振興に向けた事業支援策が「周囲のため出し合戦」、「審査する能力のある人がいない」体制で行われていることを繰り返し指摘する (木下 2016: 42, 64-69)。これらの指摘は決して新しいはずで、経済学的にいう政府の失敗、非効率的な資源

配分に対する批判を、個人の経験をベースに指摘したものに過ぎない。再分配などを目的とする場合には別の規準も必要だが、仮にも産業振興を主眼とする政策では基本となるべきだったはずの議論である。

1 効率的な産業政策の条件

その経済学でいう厚生（余剰）の視点からは、政府による産業政策が正当化されるのは次のような場合である（岩田・飯田 2006; 瀧澤他 2016 も同趣旨）。

イノベーション政策に限らず、政策一般が経済学的に正当化される理由は、政策を行うことが行わない場合と比較して、社会厚生を向上させるからである。そして市場メカニズムに委ねる以上に政策介入が社会厚生を増大させるための必要条件とは、市場の失敗が生じる場合である。（大橋弘 2015: 8）

具体的には、市場の失敗を踏まえた合理的な補助金の交付・産業保護育成の条件とは以下の通りとされる（植草編 1995: 320 も同趣旨）。

1. 保護育成政策がない場合には、個々の企業が産業設立のセットアップ・コストを私的に負担しなければならないために、その結果得られる利潤を考慮しても、私的には参入のインセンティブがない。
2. 保護育成政策をとることで得られる社会的便益はプラスとなる。（瀧澤他 2016: 194）

市場による資源配分を歪める補助金政策は、社会全体の厚生（便益）から見て否定され、市場の失敗を補う公共政策のみが経済的に合理的と言える。とくに原理的に私的負担のハードルが高く、また変化の早い経済や専門特化によるイノベーションに一定の強みをもつとされるのが中小企業であり（渡辺他 2001: 62-77）、人材・技術・ノウハウの不足、市場に関する情報の不足（渡辺他 2001: 62-77; 大橋弘 2015: 23; 橋本 2018）という特徴も持つために政策介入の必要性は高いとされる。

さらに、科学技術の分野でも、研究開発への公的補助の必要性が次のように指摘されている。

科学知を社会に役立つように具現化するにはリスクがとても高いため、市場に任せておけば大企業は投資を控える。一方サイエンス型ベンチャー企業は自分のアイデアを世に具体的に提供したいと思っても、自己資本が少なすぎるために十分な投資ができない。さらに民間のベンチャー・キャピタルは、過度なリスクゆえに当然ながら彼らへの投資を避ける

（山口 2016: 72）。

したがって中小企業あるいは自己資本の少ない主体の事業・研究開発に対する補助金交付については、ある程度の根拠があるともいえる。実際、実証研究では「実際の補助金の効果については、受給資格に企業規模を問わない補助金において、大企業よりも中小企業でより大きかったことを報告する研究も少なくない」（橋本 2018）とされる。

2 効率的な産業政策に向けた課題

上記の指摘のように、小規模・中小企業など資本の規模が小さい企業は市場での資金調達には難しい。事業・研究主体が資金難である場合、研究開発や資源の事業化・産業化は困難である。それゆえセットアップ・コストを既存市場の外から援助し、参入促進する公共政策が必要なのであった（次項の表 3）。現実の行政も、中小企業者を中心に、新事業等の計画に対して補助制度を設けていた。批判を踏まえれば、その補助制度の中で、事業計画や研究開発の自由度、資金援助の可否を誰がどのように判断するのか、効果的な判断を行っているのか、が問題となる。

というのも、瀧澤他（2016）など経済学の議論に従えば、参入インセンティブの創出、政策介入による社会的便益（厚生）の純増という 2 条件が充たされる政策は理論的には合理的といえるが、その運用は容易でないからである。市場では資金調達ができない計画やリスク付きでは始めることが出来ない計画を対象に、その事業化や産業化が成功するのか・最終的に社会的便益をもたらすのか・研究開発が成功するのか、について事前に判断することが求められる。

実際、日本版 SBIR に対する評価について、科学技術イノベーションの観点からは、次のように欠点が指摘されている。山口（2016）は、イノベーションの衰退と、自由な研究に対する支援が失われてきたことを課題とする中で、アメリカの制度の補助金額と事業化後の生産額を引用し、対照的な日本の SBIR を厳しく批判する。具体的には資金調達が困難な主体に対して精算払いの補助金が効果的であるのか、イノベーションにつながる研究や事業について政府が適切に「目利き」できるのか、現行は「パフォーマンスの低い中小企業に補助金として国費をバラまいている」のではないかと指摘する（山口 2016: 102）。山口の指摘は、「保護育成政策をとることで得られる社会的便益」を短期的に判断することの困難を表している。

高度な科学技術が要求されるわけではない地場産業についても、行政による現行の補助金には先述の木下

(2016) のように強い批判がある。消費財を開発する事業についても、市況に精通したある種の「目利き」は同様に重要である。育成すべきは市場の中で評価されず、私的には資金調達が困難で参入できない産業や事業であり、かつ政策的介入の後には社会的便益がプラスとなる産業や事業であるが、それらを選ぶ能力は高度に専門的、あるいは市場に精通した消費者目線を備える必要がある。既存の知識の枠内にあり、消費者の代表とも言えない専門家や企業家、非専門家である行政が、新たな事業や産業を興そうとする研究開発・事業化を方向付けること、市場の外での資源配分・貴重な公金の支出を行うことには慎重な検討が必要である。

IV 新たな地域産業振興策としてのクラウドファンディング

1 新たな政策手法

前述の批判以外にも、財政的な持続可能性や支援件数の少なさなど多くの課題が残っており、現行の産業振興の補助金についての、漸進的な改善のための議論は学術的にも実践的にも重要である。

一方で見落とされがちなのは、補助金政策とは違うタイプの資金供給政策の可能性である。政策立案においても、欲しいのは穴であり、ドリルではないはずである。本稿では、現行の補助金政策の改善よりも、新たな選択肢の検討をしてみたい。

結論から言えば、有効な資金供給策かつ経済合理的な地域産業振興策の選択肢の一つとして検討すべきは「クラウドファンディング」であると考え。地域振興に向けたクラウドファンディングの活用を議論する先行研究

も少なくないが、成功事例、個別の方策の検討やクラウドファンディングそのものの考察であり、単なる活用を超えた地域振興のための公共政策の一つとしてクラウドファンディングを位置づけ、具体策を検討する研究は見当たらない (c.f. 松尾 2014; 都市計画協会 2015; 竹本 2015; 川津 2016; 井上 2017; 近藤 2017; 内田・林 2018; 大橋知佳 2019; 佐野 2019)。以下で、クラウドファンディングの原理に関する考察、実際の省庁による活用事例の比較を通し、公共政策としての活用可能性を検討する。

2 クラウドファンディングとは

前章まで、産業振興策への批判や、経済学的に合理的な政策の条件を概観してきた。特に研究開発や地域産業振興への補助金政策には、資金配分基準や実施体制に対して批判があった。

これらの批判に耐える資金供給策と考えられるクラウドファンディングとは何であろうか。厳密に定義される手法ではないが、一般的には、主にインターネットを通して不特定多数の資金提供者を集め、投資や寄付などを通じて小口資金を資金調達者に提供する仕組みとされる (松尾 2014; 都市計画協会 2015; 竹本 2015; 川津 2016; 井上 2017; 近藤 2017; 内田・林 2018; 大橋知佳 2019)。その類型や特徴は、前掲の論文等では多くが内閣府による整理 (「ふるさと投資」連絡会議事務局 2015) を基にしている (表 2)。本稿でもクラウドファンディングとは寄付型、購入型、投資型の 3 類型を指すこととする。

3 クラウドファンディングは公共政策たり得るか

(1) 公共政策の条件

クラウドファンディングの公共政策的活用を検討する前に、そもそも公共政策の条件とは何かについて注釈が

表 2 クラウドファンディングの類型と特徴

タイプ (ファンド形態)	寄付型	購入型	投資型
内容	ウェブサイト上で寄付を募り、支援者（寄付者）向けにニュースレターや簡易な品を送付する等	支援者（購入者）から前払いで集めた代金を元手に製品を開発し、支援者に完成した商品やサービスを提供する等	仲介事業者を介して支援者（投資家）が資金調達者匿名組合出資契約等を締結して資金を提供し、分配金等を受け取る等
リワード	なし（寄付）	商品・サービス（購入）	事業から得られる金銭（金融商品取引）
資金調達規模イメージ	数十万円～数百万円程度	数十万円～数千万円程度	数百万円～数千万円程度
活用場面例	被災地支援、社会問題解決等	マーケティング、商品開発、事業立ち上げ等	原材料購入等の運転資金、設備購入のための資金等
特徴	・リワードが不要 ・寄付先など条件によっては寄付税制が適用される ・サイト掲載時に資金不要 ・公益性の高い案件に有効であるが事業系には不向き	・サイト掲載時に資金不要 ・目標額に到達しなければ成立しない All or Nothing 方式のサイトが多い ・瑕疵担保責任が生じる他、特定商品取引法や景表法など消費者関係法の規制対象	・大型案件にも対応可能 ・金融商品取引法の規制対象であり、仲介事業者は第二種金融商品取引業者としての登録が必要

出典：「ふるさと投資」連絡会議事務局（2015）；都市計画協会（2015）を一部修正。

必要である。公共政策そのものの定義は、先述した宮川のように、①「社会全体あるいはその特定部分の利害を反映した何らかの公共的問題」の解決のための②「社会が集团的に、あるいは社会の合法的な代表者がとる行動方針」(宮川 2002: 92) というかなり広いものも含みうる⁴⁾。公共政策と位置づけるためには、①では本当にクラウドファンディングによる資金調達に公共的問題の解決に資するかどうか問題であり、②では、任意の事業に対する不特定多数による資金提供が、一定の方針を持つ集团的行動といえるのか、が問題である。①については以下の主に (2) と (3) で検討し、②については主に (4) で検討する。

(2) クラウドファンディングの効率性

まず、クラウドファンディングはどのような性質を持つ資金供給の方法なのかを検討する。その性質から第一に指摘できるのは、多数の支持を得られれば資金調達も容易となるという性質である。寄付という行為が資金提供者に特有の効用をもたらすだけでなく、政策目的となる事業化に際しても市場原理に近い働きが期待できる。

目標金額の達成度は需要調査ともなっており、目標金額を大きく上回る、あるいは、短い期間で目標金額に達するプロジェクトは、十分な需要が見込め、事業として継続できる可能性が高い。(井上 2017: 40)

井上のいう需要調査の性質によって、行政などによる補助金の交付審査とは違い、効率的な資源配分を損ないにくい方法となることが考えられる。この点からいえば、補助金を補完する公共政策の手段としてクラウドファンディングを位置づけ、周知や普及のための政府政策を行うことは、効率を損なわない新たな資金供給の施策として有力である。ただ、最適な資源配分の実現性や、経済以外の基準からは次のように課題も指摘される。

しかしながら、社会的に見てその意義が疑わしいプロジェクトが多く寄付を集めることはしばしば見られることであり、何らかの対応が必要であろう。購入型クラウドファンディングにおいても同様な問題はあがるが、むしろ、プロジェクトが継続される営利事業である場合、事態はより複雑であり、社会的ロスにより深刻なものになる可能性がある。その意味でも、One-Shot ではない事業に対応できるモデルが必要であろう。(井上 2017: 47)

「志ある資金」に基づくスキームの場合、資金提供者に対して、その投資あるいは資金提供によって、

どのような成果が達成されたのかが明示される必要があるだろう。その際、スキームの運営者が情報提供するだけでなく、中立な第三者が公正かつ客観的な評価を行い、その評価が適切に開示される仕組みも必要であると考えられる。(松尾 2014: 35-36)

1 回きりの資金調達だけでは、必ずしも最適な資金の配分とはならず、「社会的ロス」が生じるおそれがあり、継続的に評価を受ける仕組み、運営者の情報開示や第三者による事後評価の必要性が指摘されている。後に見るように、実際に省庁等が公共政策の一環としてクラウドファンディング利用を促進している事例もある。これらの施策では、政府等が掲載募集や支援を行う枠組みであるが、原理から検討した場合、第三者による介入を要するのは、経済的・非経済的両面からの調達成功事業への評価ではないか。

(3) 公共政策的な分配機能を持ちうるか

次に、厚生・効率性以外の機能を検討する。結論から言って、クラウドファンディングによる資金配分は、地域産業の振興という公共的な課題解決に対して効果をもつ可能性がある。

本来、売れるものだけが生き残る形式の資金募集では、市場の機能の補完にはなりにくい。利潤目的の資金調達の形式(融資や投資)と同様の原理では資金が調達できないものの、将来にわたり利潤を集める可能性のある事業を支援・育成する必要がある。したがってこれらとは異なる原理の資金調達方法でなければ公共政策的な役割は担えない。特に地域振興政策では、遠隔地など注目が集まりにくい地域での事業育成が重要である。

そこでクラウドファンディングであるが、現在では特に寄付型と購入型の小口資金について「資金提供者が金融機関とは異なるリスク許容度を持つ」傾向があることが指摘され(「ふるさと投資」連絡会議事務局 2015: 20)、資金調達力のない主体にも資金が供給され、市場の失敗を補い、公共的な課題(産業・新事業の創出)の解決に貢献しうる可能性がある(表 2)。

それだけでなく、企業規模とクラウドファンディング利用率に関連が見られないこと、原理的に都会から地方への資金環流の可能性があるので、市場の機能を補う要素をもっていることも見逃せない⁵⁾。公金による補助金では、地域振興や中小・ベンチャー企業振興という政策目的で、市場とは異なる原理で税金を分配していた。企業によるクラウドファンディングの利用経験についても、利用率にほとんど規模間格差が見られず(経済産業省 2019: 42)、都市から村落へ資金の環流が主流であることから⁶⁾、政府の介入によらず、中小企業や遠隔地における事業に対しても公共政策的に資金が分配されるこ

とが期待できる (c.f. 近藤 2017)。実際に、国の事業や先行研究では、地域振興目的の企画が、クラウドファンディングによる資金調達に成功した事例が多く報告されている (松尾 2014; 竹本 2015; 近藤 2017) 7)。

(4) クラウドファンディングの市場規模

市場規模から見ても、補助金に匹敵する可能性は高い。矢野経済研究所 (2018) の集計によれば、クラウドファンディングの市場規模は全体で 1700 億円を超える (図 1)。利潤目的が強い投資型が大部分を占めるが、購入型は約 100 億円 (構成比 5.9%)、寄付型も約 7 億円 (同 0.4%) の規模である。仮に地域振興目的が一部しかないとしても、例えば先に触れた平成 30 年度の「ふるさと名物応援事業」(地域産業資源活用事業・農商工等連携事業、JAPAN ブランド育成支援事業等) の平成 30 年度予算額 10.5 億 (中小企業庁 2018a) などを踏まえれば、十二分に公共的な意義を持つ規模である。したがって、資金の規模としては十分公共政策の要件を満たすといえるだろう。

(5) 公共政策として機能するクラウドファンディングとは

ここまでの議論をまとめれば、クラウドファンディングによって、効率を損なわず、公共的な目的の事業に対して資金が供給される可能性は十分あると言える。集団的で一定の方針をもつ行動なのか、についても、資金総額としては十分公共政策の要件を満たし、集団的な行動とはいえるだろう。資金供給の方向についても、寄付的性格、志ある事業への応援、幅広いリスク許容という性格から、ある一定の社会課題を解決しようとする方向に資金があつまる可能性のある手法である。しかしやはりどのような事業でも資金募集が可能で、それも不特定多数の人による寄付という点で、完全に特定の方針に従った資金供給が行われるとは言えず、公共政策そのものと

は言えない。この点で、政府政策によって、例えば補助金制度と組み合わせることでクラウドファンディングを活用した地域産業関連の事業の組成を促し、また志ある事業への応援という社会的な潮流を損なわないように監視を行い、その応援のすそ野を広げるような周知・啓発を行うなど、他の手法を含めた方針の一部として位置づけることで、はじめて公共政策として機能させることができるのである。

4 公共政策としてのクラウドファンディング活用例

以上の議論を踏まえ、既に行われている省庁等による政府政策の一環としてのクラウドファンディング活用例を中心にその課題を検討する。

表 2 にもある「ふるさと投資」としてのクラウドファンディングの議論はもともと、2013 年に閣議決定された「日本再興戦略」に、地域活性化の方策の一つとして、

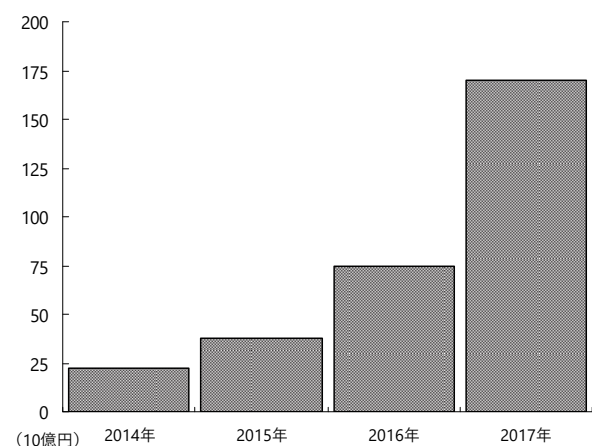


図 1 クラウドファンディングの市場規模

出典：矢野経済研究所 (2018)。

表 3 産業 (事業) に対する経済合理的な政策の条件と手法

経済学的な基準 (瀧澤他 2016)	求められる政策	補助金交付	クラウドファンディング (CF)
1. セットアップ・コストが高く、私的に調達できないため、将来の事業利潤を得られない (※中小企業ではとくに資金等の制約が強い)。	市場での従来資金とは違うリスク許容・分配原理の資金が必要。	行政・専門家が公金を審査で分配・用途指定 (日本版 SBIR 等)。	不特定多数の人々からの寄付等で「資金提供者が金融機関とは異なるリスク許容度を持つ」(「ふるさと投資」連絡会議事務局 2015: 20)。小規模事業者や遠隔地域にも資金が集まる可能性がある。
2. 政策介入で新たに社会的便益を得られる。	新事業等が社会的便益を生み出すことが必要。	収益性の判断・資源配分の効率、消費者目線の欠如 (木下 2016)、研究開発でも、「目利き力」が課題 (山口 2016)。収益性、その他の社会的便益の基準が課題。	「目標金額の達成度は需要調査」だが「社会的厚生の評価は……、対象となった事業に出資 (寄付) することの効用、リターンから得られる効用」に加えて、事業自体の評価が行われるべき (井上徹 2017: 40)。事業化時に「資金提供者がファンとなって直接的なモノやサービスの購入者となり、資金調達者にボランティアなアドバイスまですることもある」(「ふるさと投資」連絡会議事務局 2015: 24)。

出典：筆者作成。

クラウドファンディングによる資金調達が多様化が挙げられたことが端緒であった。その後、自治体、地域金融機関、仲介事業者等による「『ふるさと投資』連絡会議」が内閣府に設置され、2015年に地域活性化事業に対してクラウドファンディング等を活用するための「『ふるさと投資』の手引き」としてまとめられたのである。ただし、内閣府は連絡会議の事務局担うのみではある。

自治体による取り組みは多数あるが、「中小企業の育成、地場産業の振興、地域社会の維持といった政策実現を図るための手段」とする場合、「地方自治体の関与は、事業者がクラウドファンディングを活用するに当たって発生する初期費用負担を、地方自治体が補助金を支出すること等により軽減し、地域の事業者がクラウドファンディングを利用しやすい環境を整える形をとる」ことが多く（佐野 2019: 54）、それ以上の取り組みには「専門的なノウハウを必要とし、機動性が求められる等の観点から、多くの地方公共団体では外郭団体や地元企業に業務委託を行い、これら団体・企業とうまく役割分担しながら、取り組んでいるというのが実態」とされる（「ふるさと投資」連絡会議事務局 2015: 28）。ただし、自治体（都道府県）の政策としては例外的に、宮城県、東京都、埼玉県が30万円前後と少額ながら資金調達達成後にかかる諸手数料を補助する制度を設けている。単発の

事業としては、自治体自らが資金調達を企図する例もある。前者は補助額から見ても政策的に新たな活用を促進する効果は大きくなく、本稿では詳しく触れないものの、行政の事前介入がないため合理性を損なわない。

その一方、内閣府以外の省庁でも、クラウドファンディングを組み込んだ地域振興策や、利用を促す制度設計が行われてきた。例えば総務省や復興庁では、クラウドファンディングを制度的に位置づけ、国交省の施策では、2017年に不動産特定共同事業法が改正され、小口資金の出資による（クラウドファンディングによる）リノベーションを促進するため不動産事業者の要件が広がり（資本金1000万円に引き下げ）、その他にクラウドファンディング活用に関する支援事業も行っている（表4）。

中でも復興庁のクラウドファンディング活用例では、独自の支援体制がつくられ、2018年度には80件の企業（事業）が合計約1.7億円の資金調達を行ったが、その調達支援等に1.1億円の予算を投じた。国交省の支援施策についてはさらに顕著であり、5800万円の予算の内数は明らかではないが、2019年10月時点では資金調達を開始した事業はわずか1件のみに留まっている。国の政策として、新たな資金調達手法を普及・定着させようとする施策の意図は最大限評価されるべきと考えるが、1.1億

表4 国による公共政策としてのクラウドファンディング活用例

2018年度事業名・概要	予算額	調達成功件数・総額
[1] 地域おこし協力隊「クラウドファンディング官民連携事業」（総務省） 総務省から自治体に対し、「地域おこし協力隊員等の起業に必要な資金の調達を支援する場合に、クラウドファンディング事業者への委託料を特別交付税で措置」する。自治体は「公益性の審査・支援の決定」を行い、総務省は「協力隊の事業の一覧性を確保するプラットフォーム」を提供（総務省 2018: 19）。 ※ただし、プラットフォームから各サイト事業者のページへ誘導。	1.4億円の内数（100万円/1人の「地域おこし協力隊員等の起業に要する経費」から一部を支出）（総務省 2018）	一般社団法人移住・交流推進機構に委託のため行政事業レビュー等の公開資料からは判明せず。
[2] 被災地企業の資金調達等支援事業（復興庁） 「自立的な資金調達手法であるクラウドファンディング」を活用し、「新商品開発・町のにぎわい回復等に取り組もうとする被災地事業者等の多様な事業主体を支援することで、復興の加速化を目指す」（復興庁 2018a）。 ※プラットフォームは作成されておらず、事業ごとに各サイト事業者が個別に掲載。	1.1億円（復興庁 2018a）	80件、総額約1.7億円の資金調達（復興庁 2018b）
[3] 不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進（国土交通省） 「地域の不動産業者によるクラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の遊休不動産の再生を促進する……制度を通じ……地域の事業化ニーズを掘り起こして民間資金の円滑な供給を図り、新たな地域民間プロジェクトの立ち上げを加速する場の形成等を促進する」（国土交通省 2017: 12）。	5800万円の内数（国土交通省 2017: 12）	1件（支援対象事業者が組成した、不動産証券化手法による案件数）（国土交通省 2019）
[4] 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」や「小規模事業者持続化補助金」（共に中小企業庁補助事業）など中小企業者に対する補助金について、「購入型クラウドファンディング」によって希望額もしくは100万円以上を調達した企業は、審査の加点要素となる（中小企業庁 2019a; 2019c）	審査の加点項目としての追加	審査過程での活用のため公開資料からは判明せず。

出典：筆者作成。

ならびに 5800 万円の用途はただちに見直すべきである。

なお、SBIR 特定補助金でもある 2018 年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」や、同じく補正予算での「小規模事業者持続化補助金」など一部の補助金には、「購入型クラウドファンディング」によって希望額を調達、または 100 万円以上調達した企業が、審査において加点される仕組みがある。形式は本稿の提案に近いスキームであるが、理念は異なり、補助対象となる事業計画がクラウドファンディングによって評価されることは想定されていない。今後の継続した制度化や、補助対象事業そのものの市場性評価との関係についての一貫した理念は見られない⁸⁾。

また、既存サイトでは、資金調達に成功した場合、多くは 10 から 20% の手数料が差し引かれることに注意が必要である（井上 2017）。多くのサイト事業者は掲載までの支援を成功報酬としての手数料の範囲内で行っているため、掲載支援について税金を使って行うべきなのかは再考の余地がある。新たに事務局委託業者等を設けて調達目標金額に匹敵する額の予算を投入することの是非は問われるべきではないか。

5 どのような「公共政策」にすべきか

これまで補助金による産業政策の再考の余地、補助金による政策の一部をクラウドファンディングに置き換える可能性を検討してきた。結論から言って、補助金による政策の経済合理性には疑問があり、クラウドファンディングにはそれを補う役割が期待できる。周知、環境整備や既存制度への組み込みといった政府政策と合わせることで、クラウドファンディングは公共政策としての機能を果たすのではないか。

行政や公的機関は、クラウドファンディングの利用希望事業者の掘り起こしに注力し、掲載に向けた支援等は既存民間サイトの事業者による、手数料の範囲内での支援を活用し、必要に応じて不正の防止や事後評価を行って、普及拡大や信頼性向上を目指すべきである。政策目的に適う新たな事業創出を促すための補助制度への組み込みとしても、①補助金は補助率付きで事業者に交付し、残る自己資金の調達にクラウドファンディングを活用することを推奨または条件とする、②あるいはより積極的に、補助金の交付申請の要件として予め各事業者の責任でクラウドファンディングを行ってもらい、自己資金分の確保を求めておくことが考えられる。より多くの資金が、必要とする事業者に行き渡り、かつクラウドファンディング等による消費者・市民の評価を組み込むことのできる事業の育成政策を検討すべきである⁹⁾。

現在の政策的なクラウドファンディング活用の事例は、政府等が掲載募集を行い、調達に向けた支援の委託

を行う枠組みである。「ふるさと投資」に関しては連絡会議がつくられ、周知を進めているが、総務省は別途独自に地域おこし協力隊向けのクラウドファンディングページを製作するなど、施策の方向や共通性が乏しい。現行では周知戦略としても有効ではない。さらに、これらの仕組みでは自治体の関与を前提としているが、事業化を目指すのであれば行政による事前審査は避けて市場の評価に委ね、クラウドファンディングに挑戦する事業の掘り起こしに注力すべきである。

掘り起こしという点では、復興庁や国交省の例のように調達目標に匹敵する金額が委託先支援業者に支払われるような政府政策を行うべきではない。そのような予算があるならばすべて地域の事業者に交付すべきであり、産業政策の経済学的な検討やクラウドファンディングの仕組みを全く活かしていない安易な政策である。掲載・募集達成にむけたコンサルティングや支援までを公的に行うことは、補助金でセットアップ・コストを負担するのと同じ構造である。資金募集が成功する可能性が判断できない事業に公金での支援を行うのでは、経済的には合理的な施策と言えない。事業が成功するか否かを、政策主体が事前に判断することが可能か、については補助金と同様の不明確さをもつ。加えて、市場内部でのコンサル的な支援、例えば調達成功資金の一部を手数料とするような支援でなければ、支援事業者側にとってもインセンティブが少なく、支援対象はあくまで各地域の事業者であることを決して忘れてはならない。委託先の支援事業者に支払われる予算と調達成功金額を比較しても、疑問は大きい。

重要なのは、多くの人や企業がクラウドファンディングにアクセスできるような周知、資金用途の信頼性向上、およびこれらを通じた社会的課題に対するリスク許容の維持である。2019 年現在、国内にも複数のサイトがあり、プラットフォーム自体を公的機関が運営する必要はなく、政府が関与することはむしろ非合理的である。成功時に支払われる手数料内での掲載支援も一般的である。行政や公的機関の出る幕はここではない。政府による施策として重要なのは、中小企業や各地域の主体に対する周知と利用促進であり、あわせて行政による不正な資金集めへの規制や、更には先述した第三者による各事業の事後評価である（松尾 2014）。規制を除き、何も行政だけが行うべき施策ではないが、やはり国や全国の各地域で産業振興を担う自治体、公的機関、地域団体等による情報発信、信頼性向上は重要であろう。用途の監視や課題解決への貢献などの事後評価についても非営利的であるため、関与が必要となるだろう。

加えて、補助金交付の申請要件や交付後の条件としてクラウドファンディングを組み込む政策が考えられるこ

とは先述の通りである。繰り返すが、あくまでもセットアップ・コストを支える公共的な資金が事業者に行き渡り、かつ消費者・市民の評価を組み込むことができる枠組みを検討すべきである。

V 結論

前項まで、クラウドファンディングが市場原理を補完し、新事業の創出や地域振興に資する産業政策たり得るかを検討してきた。経済的に合理的な産業政策は、セットアップ・コストのハードルを下げて新事業等を創出し、その事業が社会的便益をもたらすような政策であった。

クラウドファンディングは一種の需要調査的な役割をもつ一方で、従来の投資や融資とは異なるリスクを許容する寄付であり、合理的な産業政策の条件を満たしながら社会的課題の解決に支援が集まることが期待できる。市場規模も大きくなっており、認知がさらに広がれば補助金の規模を上回る可能性もある。大都市から各地への資金の流れも期待でき、中小企業振興や地域産業振興という社会的課題の解決に貢献する可能性は十分ある。ただしどのような案件が生まれてくるかは事業者にかかっているし、「社会的に見てその意義が疑わしいプロジェクトが多く寄付を集めることはしばしば見られる」こと（井上 2107: 47）、資金調達成功の確率は地域愛着など人々の社会意識や流行、寄付文化の広まりに依存するため、確実な公共政策であるとは言えない¹⁰⁾。

だからといって、不特定多数の人々（クラウド）による評価の前に政府が関与する必然性はなく、実際にどのような事業や産業が組成されるか、そして資金調達が成功するかどうかはコントロールができないものとする

必要がある。

したがって、他の政府政策と合わせることで、クラウドファンディングの周知と利用希望の掘り起こしを中心に、不正につながる資金募集を規制すること、資金調達成功後の事業の評価を行うことが望ましい。現行の補助金政策と組み合わせ、例えば自己資金としてクラウドファンディングで資金調達に挑戦することを補助金への応募要件あるいは採択後の条件とするなど、補完的に用いることで組成する事業を掘り起こし・方向付けし、かつ市場性のある程度担保することもあると考える。

ただし、当然ではあるが地域産業振興について、すべての補助金をクラウドファンディングで代替する、あるいは補助金の審査を取りやめ、クラウドファンディングの達成可否のみを問うなどという極端な政策はとるべきではない。資金配分の基準は経済合理性のみではないからである。非効率的でも赤字を出してでも行うべき産業振興や中小企業支援など、別の基準も議論する必要がある、経済的な基準のみで政策を運用することは避けるべきである。

実際の公共政策の一環としての活用例では、行政が直接・間接に掲載や資金獲得の支援に関与する例が見られた。支援は市場の中で行われる方が望ましく、行政が行うべきは、利用方法などの周知と不正な資金募集・用途に関する規制や、事後評価への支援など環境整備面の施策である。

中小企業や各地域主体に対するクラウドファンディングの認知が広まり、事業化にむけた資金募集件数が増え、資金配分と、その後の事業化が活性化することで、地域産業の振興に向けた公共政策として機能しうる。あらたな地域産業振興政策の選択肢として、このような環境の整備を目指してゆくべきと考える。

注

- 1) 本稿は筆者の所属するいずれの組織の見解も代表していない。
- 2) 地域産業や中小企業に対しては、経済以外の社会的便益があることも考えられ、補助金の正当性はこの点も十分考慮しなければならないが、本稿では第一義的な経済的利益についてのみ議論した。
- 3) 山田宏（2013）は中小企業政策を支えてきた理念を概観し、時代ごとに「経済民主化・自由競争原理」「二重構造論」「地域や生活を支える中小企業」へと変遷してきたと述べる。これ以外にも、所得格差や企業規模格差の是正という社会政策的な目的、ソーシャルビジネス、イノベーションや起業の意義なども挙げられているが、必ずしも経済学的な経済全体の厚生という観点から中小企業政策が評価されてきたとは言えない。
- 4) 一般的には、公共政策は「政府政策」を意味する場合が多く（真山 1999）、クラウドファンディングは政府が直接資金募集を行う場合や、クラウドファンディングに関する周知や規制を行わない限り政府政策ではないが、宮川のいう意味での公共政策と呼ぶのか、については検討を要する。
- 5) 創業・新事業について、経営指導員の立場からは①「資金提供者が直接投資する機会が拡大され、……創業や新事業展開を刺激すること」、②「コミュニケーションを通じて、……マーケティング機能」をもつことが期待できること、一方で「扱われる事業に制限や偏り」があり、資金調達者の「説明努力」、「情報開示を通じた不正の防止が必要である点」が課題であるとまとめられている（川津 2016: 12）。

- 6) クラウドファンディングは、ネットを活用しているという特性から、地方の事業者に対して遠隔地の大都市住民の資金が流れるという側面が強調されがちですが（実際にそうなのですが）、こうした「地産外消型」のプロジェクトのみならず、地域の事業者の取り組みに、同じ地域の住民が共感して資金を提供するという「地産地消型」の取り組みがあることに言及せねばなりません。（「ふるさと投資」連絡会議事務局 2015: 23）
- 7) ただし、社会意識（各人の社会貢献意欲や地域愛着の高さ）に依存していることは認識しておく必要がある。したがって、リスク許容の内容、支援の動機についても既存調査等から分析する余地がある。脚注での指摘にとどめるが、利潤以外の社会的便益や社会的行為を対象とした政策的研究は必要と考える。
- 8) この加点は、補助金の限界をクラウドファンディングによって補う趣旨で行われているものではなく、「Fintech や民間資金を活用した中小企業のイノベーション創出を後押しする観点」から行われるものである（中小企業庁 2019a）。2019 年度当初予算におけるものづくり等補助金（複数事業者向け）においては、クラウドファンディングの成功は補助金の加点点要素となっていない（中小企業庁 2019b）。
- 9) クラウドファンディングにより、必要以上の過剰な資金配分や（井上 2017: 43）、表面上の人気取りだけが重視される恐れもあり、クラウドファンディングのみを審査の要件とはすべきではない。このアイデアとその課題については、READYFOR 株式会社 樋浦氏、杉本氏および日本商工会議所 五十嵐地域振興部長から示唆を受けた（本稿は各社ならびに各氏とは無関係であり、内容の責任は筆者個人にある）。
- 10) この点、岩永（2019）の研究は、インターネットパネルを通し、年齢割付けを行った一都三県（詳細は明示されていない）の住民 9,090 人対象の質問紙調査により「地方援助層」の社会的属性を検討し、年齢が平均並みであること、やや男性が多いこと、地方出身者が多いことを指摘している。その背景には社会関係資本の影響も示唆されており、地域に関する社会意識への要因と政策の関係についても検討を要する。

引用文献

- 井上徹 [2017]「クラウドファンディングを巡る諸問題：展望」『横浜経営研究』横浜国立大学経営学会, 38(2): 35-47.
- 岩田規久男・飯田泰之 [2006]『ゼミナール経済政策入門』日本経済新聞社.
- 岩永洋平 [2019]「地方の味方は誰か：地域商品ブランドを積極的に選ぶ消費者像の把握」『地域イノベーション』11: 3-16.
- 大橋知佳 [2019]「地方創生と『クラウドファンディング』の新たな可能性」『日経研月報』2019(3): 54-63.
- 大橋弘 [2015]「『新しい産業』政策と新しい『産業政策』」RIETI Policy Discussion Paper Series 15-P-020.
- 内田彬浩・林高樹 [2018]「クラウドファンディングによる資金調達成功要因——実証的研究と日米比較」『赤門マネジメント・レビュー』17(6): 208-222.
- 植草益編 [1995]『日本の産業組織——理論と実証のフロンティア』有斐閣.
- 川津大樹 [2016]「創業・新規事業への中小企業金融の役割——中小企業金融の現状とクラウドファンディングの可能性に関する考察」『中小企業懸賞論文』商工総合研究所.
- 河村徳士・武田晴人 [2014]「通商産業政策（1980～2000 年）の概要（3）産業政策——岡崎哲二編著『通商産業政策史 3 産業政策』の要約」RIETI Policy Discussion Paper Series 14-P-010.
- 木下斉 [2016]『地方創生大全』東洋経済新報社.
- 清成忠男 [2009]『日本中小企業政策史』有斐閣.
- 経済産業省委託調査 [2019]「『経営診断ツールの認知・活用状況及び、決済・資金調達の実態に関する調査』調査報告書」経済産業省.
- 国土交通省 [2017]「平成 30 年度 土地・建設産業局関係予算決定概要」(2019 年 8 月 29 日取得、<https://www.mlit.go.jp/common/001215266.pdf>)
- 国土交通省 [2019]「事業番号 0338 平成 31 年度行政事業レビューシート（国土交通省）」.
- 近藤乃梨子 [2017]「過疎地域への人とお金の流れをつくるクラウドファンディング——向津具半島の移住者による起業を事例として」『集団力学』34: 321-376.
- 総務省 [2018]「平成 30 年度 地域力創造グループ施策について」(2019 年 8 月 28 日取得、<https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/jokyo/tokyo/13101/files/20180201chiikig.pdf>)
- 齊藤慎・樺克裕 [2003]「地域産業政策の効率性に関する分析」内閣府経済社会総合研究所委託調査『州制の導入および地方分権改革と地域経済の活性化に関する調査研究』: 131-152.
- 佐野修久 [2019]「地方自治体が政策実現手段として活用するクラウドファンディングの現状と課題」『年報 公共政策学』13: 47-65.
- 瀧澤弘和他 [2016]『経済政策論——日本と世界が直面する諸課題』慶應義塾大学出版会.
- 竹本拓治 [2015]「地方創生におけるクラウドファンディングの役割と可能性——福井県の事例と今後」『福井大学 大学院工学研究科 研究報告』62・63: 115-123.
- 中小企業庁 [2018a]「中小企業・小規模事業者関係 予算・税制改正のポイント」.
- 中小企業庁 [2018b]「平成 30 年度 特定補助金等に指定予定の事業一覧」(2019 年 8 月 24 日取得、<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/2018/180330sbir.pdf>).
- 中小企業庁 [2019a]「平成 30 年度補正予算『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』の公募を開始します」(2019 年 8 月 30 日取得、<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2019/190218mono.htm>).
- 中小企業庁 [2019b]「平成 31 年度当初予算『ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金』の公募を開始します」(2019 年 8 月 30 日取得、<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2019/190423mono.htm>).
- 中小企業庁 [2019c]「平成 30 年度第二次補正予算『小規模事業者持続化補助金事業』(商工会議所地区分)の公募が開始されました」(2019 年 8 月 30 日取得、<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2019/190425jizoku.htm>).

- 都市計画協会 [2015] 「クラウドファンディングを活用したまちづくり入門」 公益財団法人都市計画協会.
- 橋本由紀 [2018] 「補助金政策と中小企業」『EBPM Report』 経済産業研究所 (2019 年 8 月 24 日取得, https://www.rieti.go.jp/jp/special/ebpm_report/004.html).
- 復興庁 [2018a] 「平成 30 年度『被災地企業の資金調達等支援事業』事務局公募要領」(2019 年 8 月 28 日取得, http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/cf/material/20180423_kouboyouryou.pdf)
- 復興庁 [2018b] 「復興庁クラウドファンディング支援事業の現状について」(2019 年 8 月 28 日取得, http://www.reconstruction.go.jp/portal/sangyou_nariwai/cf/material/H30_cf-status-list.pdf)
- 星貴子 [2016] 「地域産業振興策の現状と課題——推進組織からみた地域産業振興の在り方」『JRI レビュー』 7(37): 2-30.
- 「ふるさと投資」連絡会議事務局 [2015] 『「ふるさと投資」の手引き』 内閣府.
- 松尾順介 [2014] 「クラウドファンディングと地域再生」『証券経済研究』 88: 17-39.
- 真山達志 [1999] 「公共政策研究の一つの捉え方——主として行政学の立場から」『日本公共政策学会年報』 2: セッション 5.
- 宮川公男 [2002] 『政策科学入門 第 2 版』 東洋経済新報社.
- 矢野経済研究所 [2018] 『2018 年版 国内クラウドファンディングの市場動向』 矢野経済研究所.
- 山田宏 [2013] 「中小企業政策は何を目的とするのか——中小企業政策とその思想の変遷」『経済のプリズム』 参議院事務局企画調整室, 109: 1-26.
- 山口栄一 [2016] 『イノベーションはなぜ途絶えたか——科学立国日本の危機』 筑摩書房.
- 山崎朗他 [2016] 『地域政策』 中央経済社.
- 渡辺幸男・小川正博・黒瀬直宏・向山雅夫 [2001] 『21 世紀中小企業論——多様性と可能性を探る』 有斐閣.